

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業検査内規</p> <p>第1～第3 「略」</p> <p>第4 「略」</p> <p>ア～ウ 「略」</p> <p><u>エ 苗木については、林業種苗法第18条に定める表示票等で系統及び数量を事業主体等において確認する。ただし、自家生産苗を自己所有林に植栽する場合の取扱については、高知県造林事業に準ずる。</u></p> <p>オ～サ 「略」</p> <p><u>シ 衛星通信機器等の活用がある場合は、導入している機器の現物又は写真及び機器の性能がわかる資料等を確認する。</u></p> <p>ス～セ 「略」</p> <p><u>ソ 低コスト再造林対策のうち一貫作業システムの人工造林にあつては、地拵えの状況及び植栽した樹種、本数を確認し、<u>低コスト造林の人工造林はこれ加えて、要綱別表第1の補助対象経費の区分の要件のいずれか満たしていることを確認</u>する。下刈りにあつては、それぞれの実施基準に適合したものであるかを確認する。なお、実施基準については、高知県造林事業に準ずるものとする。</u></p> <p>タ 「略」</p> <p><u>チ 低コスト再造林対策のうち下刈りについては、<u>国庫補助事業に問わず同一施業地における下刈り回数</u>の確認を行う。また、隔年下刈りの場合については、<u>前年度に同一施行地において国庫補助事業に問わず下刈りを実施していないこと</u>の確認を行う。</u></p> <p><u>ツ 低コスト再造林対策のうち下刈りについて、<u>熱中症対策経費の加算がある場合は、7月1日から9月30日までの期間に事業期間の過半を占める下刈りを行っていることを業務記録等により確認</u>する。</u></p> <p>テ～ナ 「略」</p> <p><u>ニ 要綱、要領及び実施基準等の規定に定める実績報告書及び添付書類等の審査確認を行い、<u>適用する補助金額等を別紙様式1の木材安定供給推進事業補助金額算出表を作成</u>する。</u></p> <p>ヌ 「略」</p> <p><u>ネ 路網の整備及び<u>スギ重点人工林伐採重点区域における路網の整備</u>（以下「作業道等」という。）については、実行経費、検査調書の確認、保安林等施業制限の有無及びその他必要な事項について確認を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業検査内規</p> <p>第1～第3 「略」</p> <p>第4 「略」</p> <p>ア～ウ 「略」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>エ～コ 「略」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>サ～シ 「略」</p> <p><u>ス 低コスト再造林対策のうち一貫作業システム及び<u>低コスト造林</u>の人工造林にあつては、地拵えの状況及び植栽した樹種、本数を確認する。下刈りにあつては、それぞれの実施基準に適合したものであるかを確認する。なお、実施基準については、高知県造林事業に準ずるものとする。</u></p> <p>セ 「略」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ソ～チ 「略」</p> <p><u>ツ 要綱、要領及び実施基準等の規定に定める実績報告書及び添付書類等の審査確認を行う。</u></p> <p>テ 「略」</p> <p><u>ト 路網の整備（以下「作業道等」という。）については、実行経費、検査調書の確認、保安林等施業制限の有無及びその他必要な事項について確認を行う。</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p>㇏ 「略」</p> <p>㇐ 実行経費の積み上げによる精算の確認のため、勤務日報、賃金台帳、資材購入等の領収書、通帳、証拠書類等の会計帳簿等を確認すること。<u>なお、低コスト再造林対策については、要綱別表第1の補助率及び要綱別表第4の条件区分を確認すること。</u></p> <p>㇑ 「略」</p> <p>第5 「略」</p> <p>ア～ウ 「略」</p> <p>㇒ <u>オルソ画像又はGNSSを活用した申請の検査は、本内規のほか、高知県造林事業等竣工検査内規を参考に実施するものとする。</u></p> <p>㇓ 共通事項</p> <p>(ア) 現地が実績報告書又は、概算請求書に添付された箇所別表及び施業実施図の位置であるかどうか、森林計画図、GNSS <u>又はGISソフト</u>等を使用して確認する。</p> <p>(イ) 「略」</p> <p>㇔ 間伐材の生産の検査は次により行うものとする</p> <p>(ア)～(ク) 「略」</p> <p>㇕ 「略」</p> <p>(ア)～(イ) 「略」</p> <p>(ウ) 施行除地は、施行地内の植栽不可能地であって1箇所の面積が原則0.01ha以上ある場合とし、当該施行地の面積から差し引くものとする。<u>なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1箇所の面積が0.01ha以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。</u></p> <p>(エ)～(カ) 「略」</p> <p>㇖ <u>作業道等</u>の検査は次により行うものとする。</p> <p>作業道等の内、林業専用道（規格相当）は、高知県林業専用道作設指針に適合しているか、また、森林作業道は高知県森林作業道作設指針に適合しているかを確認するものとする。そのうえで、現地にお</p>	<p>㇏ 「略」</p> <p>㇑ 実行経費の積み上げによる精算の確認のため、勤務日報、賃金台帳、資材購入等の領収書、通帳、証拠書類等の会計帳簿等を確認すること。</p> <p>㇒ 「略」</p> <p>第5 「略」</p> <p>ア～ウ 「略」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>㇓ 共通事項</p> <p>(ア) 現地が実績報告書又は、概算請求書に添付された箇所別表及び施業実施図の位置であるかどうか、森林計画図、GNSS等を使用して確認する。</p> <p>(イ) 「略」</p> <p>㇔ 間伐材生産の検査は次により行うものとする。</p> <p>(ア)～(ク) 「略」</p> <p>㇕ 「略」</p> <p>(ア)～(イ) 「略」</p> <p>(ウ) 施行除地は、施行地内の植栽不可能地であって1箇所の面積が原則0.01ha以上ある場合とし、当該施行地の面積から差し引くものとする。</p> <p>(エ)～(カ) 「略」</p> <p>㇖ <u>路網の整備</u>の検査は次により行うものとする。</p> <p>作業道等の内、林業専用道（規格相当）は、<u>原則として</u>高知県林業専用道作設指針に適合しているか、また、森林作業道は<u>原則として</u>高知県森林作業道作設指針に適合しているかを確認するものとする。そ</p>

新旧対照表

新	旧
<p>いては、次に掲げる項目及び方法により、補助事業者から提出された出来高設計をもとに当該作業道等の査定設計を行うとともに、竣工検査調書を作成する。</p> <p>なお、出来高設計と査定とが相違する場合は、出来高設計上に査定を朱書きする。ただし、算出根拠が異なる場合など別途査定設計書を作成した場合にあっては、朱書きの必要はない。</p> <p>(ア)～(オ) 「略」</p> <p>第6 「略」</p> <p>第7 検査員は第4及び第5により検査した事項について、別紙様式 <u>2から4のいずれか</u>の木材安定供給推進事業完了検査野帳（以下「検査野帳」という。）に所要事項を記載し、当該事項について検討したのち、適正に事業が実行されていると認めれば、「適」の判定を行うものとする。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1～8 「略」</p> <p><u>9. この内規は、令和7年 月 日から施行する。</u></p>	<p>のうえで、現地においては、次に掲げる項目及び方法により、補助事業者から提出された出来高設計をもとに当該作業道等の査定設計を行うとともに、竣工検査調書を作成する。</p> <p>なお、出来高設計と査定とが相違する場合は、出来高設計上に査定を朱書きする。ただし、算出根拠が異なる場合など別途査定設計書を作成した場合にあっては、朱書きの必要はない。</p> <p>(ア)～(オ) 「略」</p> <p>第6 「略」</p> <p>第7 検査員は第4及び第5により検査した事項について、別紙様式 <u>1及び様式2</u>の木材安定供給推進事業完了検査野帳（以下「検査野帳」という。）に所要事項を記載し、当該事項について検討したのち、適正に事業が実行されていると認めれば、「適」の判定を行うものとする。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1～8 「略」</p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

新	旧
---	---

別紙様式1

木材安定供給推進事業補助金額算出表

①交付申請

事業区分	事業種目	地区名	事業量 (ha、m)	県値区分	国県係 (円)	県県係 (円)	事業費 (円)	補助金計 (円)	①	
									国費補助金 (円)	県費補助金 (円)
計										

②事業完了 (精算)

実績

事業区分	事業種目	地区名	事業量 (ha、m)	県値区分

地区名	実行経費 (A)		定額補助金額 (B)		表定設計額 (C) ※作業道等のみ	
	補助対象経費 (円)	補助金計 (円)	補助対象経費 (円)	補助金計 (円)	補助対象経費 (円)	補助金計 (円)

適用補助金額

地区名		事業量 (ha、m)	県値区分	国費補助金 当額 (円)	県費補助金 当額 (円)	補助対象経費 (除却事業費) (円)	補助金計 (円)	②		不届額計 (円)	②=(①)-②	消費控等額 (円)
								国費補助金 (円)	県費補助金 (円)			
計												

※必要に応じて、行を追加すること

(新設)

新旧対照表

新	旧				
<p>別紙様式 <u>2</u></p> <p style="text-align: center;">令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（間伐材生産）</p> <p>「略」</p> <p>○衛星通信機器等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">衛星通信機器等の活用</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">有 <u>    </u> 無</td> </tr> </table> <p>「略」</p> <p>注 1～3 「略」</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>別紙様式 <u>3</u></p> <p style="text-align: center;">令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（<u>作業道等</u>）</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>○衛星通信機器等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">衛星通信機器等の活用</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">有 <u>    </u> 無</td> </tr> </table> <p>「略」</p> <p>「略」</p>	衛星通信機器等の活用	有 <u>    </u> 無	衛星通信機器等の活用	有 <u>    </u> 無	<p>別紙様式 <u>1</u></p> <p style="text-align: center;">令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（間伐材生産）</p> <p>「略」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>「略」</p> <p>注 1～3 「略」</p> <p><u>注 4. 森林作業道の場合は別紙様式 2 を利用してください。</u></p> <p>別紙様式 <u>2</u></p> <p style="text-align: center;">令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（<u>路網の整備</u>）</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>「略」</p> <p>「略」</p>
衛星通信機器等の活用	有 <u>    </u> 無				
衛星通信機器等の活用	有 <u>    </u> 無				

新旧対照表

新	旧
---	---

別紙様式 4

令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（低コスト再造林対策）

「略」

「略」

「略」

「略」

「略」

「略」

「略」

食 獣 害 防 止 ネット	m
食 獣 害 防 止 チューブ	m
下 刈 り	ha
熱中症対策経費	<u>有</u> 無

○衛星通信機器等

衛星通信機器等の活用	<u>有</u> 無
------------	------------

「略」

注 1 ～ 3 「略」

別紙様式 3

令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（低コスト再造林対策）

「略」

「略」

「略」

「略」

「略」

「略」

「略」

食 獣 害 防 止 ネット	m
食 獣 害 防 止 チューブ	m
下 刈 り	ha
<u>(新設)</u>	

(新設)

「略」

注 1 ～ 3 「略」